帯広の森運動施設に関する質問と回答

回答日：令和８年 10 月 30 日

| 番号 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|
| （１） | 収支計画書（別紙１） | 収支計画における「基準管理費用」の考え方についてお尋ねします。<br>募集要項５ページ「10.(3)イ」に「提案額が基準管理費用又は指定管理料の基準価格を超過している場合」は選定の対象外とあります。<br>この前段の部分が、文字どおりに「申請団体の収支計画上の支出総額（提案額）が基準管理費用（市の積算額）を超えてはならない」ことを意味しているのであれば、「利用料金収入の増収見込みを原資とした管理運営内容の充実」や「自己資金を投入して仕様書を上回る市民サービスを提案すること」などを、収支計画に表すことができないことになります。つまり、仕様書を上回る提案は、基準管理費用の削減見込額の範囲内でしか行えないという、指定管理者制度および利用料金制度の趣旨に合わないものとなってしまいます。<br>このことから、制度の趣旨に鑑み、当該規定については「指定管理料の基準価格を超えない範囲において、利用料金収入の増収見込みや、申請団体の自己資金を原資とする場合には、収支計画上の支出総額が基準管理費用を上回ることは可能（選定対象外には該当しない)」と理解してよろしいでしょうか。 | 利用料金制度を採用している施設では、市から支払われる指定管理料が指定管理料の基準価格の範囲内となっている収支計画であれば、利用料金収入の増加や自主事業による収益を見込んだ提案を行うことは可能です。なお、収支計画における総支出額が基準管理費用を上回る場合であっても、その財源が利用料金収入や自主事業による収益により確保されているときは、それのみをもって選定対象外となるものではありません。<br>一方、質問にある「自己資金」について、どのような財源によるものかは不明ですが、持続的な施設の管理運営のためには、自主事業を含めた指定管理業務全体で収支を確保（均衡又は黒字）することが望ましく、事業者が営むほかの事業の収益からの補てん等を前提とする収支計画は適切ではないと考えます。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （２） | 収支計画書（別紙１） | 自己資金充当時の記載方法についてお尋ねします。<br>上記（１）において申請団体の自己資金を充当する場合、収支計画書（別紙 1-1、1-2）では、収入の部に「自己資金繰入（本部負担金等)」を計上して収支差引をゼロにする方法と、収支差引をマイナスのまま表記し注記等で自己資金充当を明記する方法のどちらで記載すべきでしょうか。 | （１）で回答のとおり、指定期間全体での収支がマイナスとなる計画は、持続的な施設の管理運営の観点から望ましいものではないと考えます。このため、事業者が営むほかの事業の収益等を「自己資金繰入」等として収入の部に計上し、収支差引をゼロとすることは想定していません。収支不足が生じる場合には、収支差引をマイナスとして記載してください。なお、必要に応じて、その要因等を注記により補足することは差し支えありません。 |
| （３） | 基準管理費用 | 募集要項「14.基準管理費用【参考】基準管理費用積算の内訳」についてお尋ねします。<br>当該内訳は市が算出した「参考値」であり、示された各科目・各年度の金額に申請団体が準拠・拘束されるものではないと認識しております。すなわち、申請団体が作成する収支計画は仕様書および自らの提案内容に基づくものであり、仕様書等の要求水準を満たす限りにおいて、独自の経営ノウハウや業務効率化の工夫を織り込んで積算した金額を各年度・各科目に計上できる、という理解でよろしいでしょうか。 | 募集要項 14.に記載の「基準管理費用積算の内訳」は、市が基準管理費用を算定するに当たっての参考として示しているものです。<br>申請団体においては、仕様書等に定める要求水準を満たすことを前提として、自らの提案内容に基づき、各年度・各科目の金額を積算し、収支計画書を作成してください。 |
| （４） | 基準管理費用 | 修繕料の計上についてお尋ねします。<br>募集要項「14.基準管理費用【参考】基準管理費用を構成する経費の内容」において、修繕料は「公の施設の維持管理に要 | 募集要項 14.（２）に記載のとおり、原則として１件 100 万円未満の修繕については指定管理者の責任と負担において実施する |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | する修繕料（1 件 100 万円未満のもの)」を積算計上したとされています。<br>申請団体が作成する収支計画においても、同様に、指定管理者が負担することとなる 1 件 100 万円未満の小規模修繕の費用を積算計上するという理解でよろしいでしょうか。 | ものとしているため、申請団体が作成する収支計画においても 1 件 100 万円未満の修繕に要する費用を見込んで積算してください。 |
| （5） | リスク分担 | 募集要項 16 ページ「16. リスク分担 （1）修繕料」の記載に関してお尋ねします。<br>本文中にある「指定管理者が提案した額を基本に、年度ごとの計画修繕額を設定し」との記述については、指定管理者が収支計画において提案した修繕料とは別に、毎年度の協定締結時に、別途（市が計画する内容の）計画修繕額が設定され、指定管理料にプラスされる（上乗せして措置される）という意味でしょうか。それとも、指定管理者が提案した修繕料の一部を計画修繕額として設定するという意味でしょうか。 | 募集要項 16.(1)に記載の「指定管理者が提案した額を基本に、年度ごとの計画修繕額を設定し」とは、指定管理者が収支計画において提案した修繕料を基礎として、協定の中で各年度の計画修繕額を整理する趣旨です。<br>したがって、指定管理料とは別に新たに上乗せして措置するものではありません。 |
| （6） | リスク分担 | 募集要項 16 ページ「16. リスク分担 （1）修繕料」の記載（後段）に関してお尋ねします。<br>「毎年度、修繕の執行見込額が計画修繕額に満たない場合は、指定管理者と協議を行い、修繕計画の変更を行うか、又は指定管理料のうち修繕料について一定額の返還を求めることができる」とありますが、実際に修繕の執行額が計画修繕額に満たなく、修繕計画の変更や返還となる場合において、その額を翌年度以降に繰り越す（翌年度以降の修繕計画に組み込むことができる）ことはできるのでしょうか。 | 募集要項 16.(1)に記載のとおり、毎年度、修繕の執行見込額が計画修繕額に満たない場合は、指定管理者と協議のうえ、修繕計画の変更（未執行額を翌年度以降の変更後の計画修繕額に充当）又は指定管理料のうち修繕料の返還について決定することとなります。<br>なお、いずれの対応とするかは、個別の事情を踏まえ、協議のうえ判断します。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （7） | 業務仕様書 | 仕様書 I 施設共通 2.指定管理業務の範囲 (1)施設の維持管理業務 ①施設の利用に関する業務 に記載の「総合利用調整」についてお尋ねします。<br>総合利用調整には、大会利用の調整に加え、特定の団体等による独占的な利用を防止し、市民の公平な利用機会を確保するための利用調整（1 団体等あたりの申請回数、利用時間、利用施設数等について基準を設けて行う調整等）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。<br>また、当該基準については、指定管理者が市と協議の上で定め、運用するとの理解でよろしいでしょうか。 | 業務仕様書に記載する「総合利用調整」とは、大会利用の日程調整等に限らず、施設の設置目的に沿った適正な利用及び市民の公平な利用機会の確保の観点から行われる利用調整を含みます。<br>したがって、利用状況や施設の特性等に応じて、特定の団体等に利用が偏らないよう調整を行うことがあります。なお、具体的な調整方法や運用については、条例、規則その他市等が定めるルールに基づき、市と指定管理者の協議の上で対応するものとします。<br>また、こうした対応を行うにあたり、必要に応じて新たに基準等を設ける場合がありますが、これについても既存のルールとの整合を図りながら、市と指定管理者との協議の上で定めるものとします。 |